

# 業 務 委 託 契 約 書 (案)

- |             |  |        |    |
|-------------|--|--------|----|
| 1 業 務 名     | 大分県立図書館等エレベーター保守点検業務委託                     |        |    |
| 2 業 務 場 所   | 大分県立図書館、大分県公文書館及び大分県立先哲史料館<br>大分市王子西町14番1号 |        |    |
| 3 契 約 期 間   | 令和4年10月 1日から<br>令和7年 9月30日まで               |        |    |
| 4 委 託 金 額   | ¥  | —      |    |
|             | (うち取引に係る消費税及び地方消費税額¥                       |        | —) |
| 内 訳         |  |        |    |
| 令和4年度       | ¥  | — (月額¥ | —) |
| 令和5年度       | ¥  | — (月額¥ | —) |
| 令和6年度       | ¥  | — (月額¥ | —) |
| 令和7年度       | ¥  | — (月額¥ | —) |
| 5 契 約 保 証 金 | 免除   |        |    |

上記業務の委託について、委託者 大分県立図書館長 宮迫 敏郎を甲とし、受託者  
を乙とし、次の条項により委託契約  
(以下「本契約」という。)を締結する。

## (総則)

第1条 乙は、【大分県立図書館、大分県公文書館及び大分県立先哲史料館】におけるエレベーター(以下「本エレベーター」という。)に関し、本契約書及び別紙仕様書に基づき頭書の委託金額(以下「委託金額」という。)をもって、頭書の契約期間(以下「契約期間」という。)に頭書の委託業務(以下「業務」という。)を信義に従って誠実に履行しなければならない。

2 前項の仕様書に明示されていないものがある場合は、甲乙協議して定めるものとする。

## (権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務の全部又は一部を、甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し又は継承させてはならない。

## (再委託の禁止等)

第3条 乙は、業務の全部を一括して又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、第三者への委任が業務の一部であり、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

2 前項の主たる部分とは、業務における業務遂行管理、手法の決定、技術的判断等当該業務に係る基本的又は中心的なものに位置づけられる業務をいうものとする。

3 乙は、業務の一部(主たる部分を除く。)を第三者に委任し、又は請け負わせようとする

き（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を甲に提出し、承認を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

4 前項の規定は、乙がコピー、印刷、製本、トレース、資料整理、消耗品購入等の軽微な業務を再委託しようとするときは、適用しない。

5 第3項なお書きの規定は、軽微な変更に該当するときには、適用しない。

6 乙が委託業務の一部を第三者に委託する場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任を乙が負うものとする。

#### **(現場代理人及び点検技術員)**

第4条 乙は、業務の技術上の管理を行う者を現場代理人と定め、書面をもってその氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。現場代理人を変更したときも同様とする。

2 乙は、業務に従事する者を点検技術員と定め、書面をもってその氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。点検技術員を変更したときも同様とする。

3 現場代理人及び点検技術員は、これを兼ねることができる。

#### **(業務の計画、報告等)**

第5条 乙は、業務の実施計画を策定し、書面をもって甲に提出しなければならない。

2 甲は、必要がある場合には、業務の実施状況について調査し、又は乙の報告を求めることができる。

#### **(完了報告及び検査)**

第6条 乙は毎月、業務を完了したときは、その結果に関する報告書を、甲に翌月速やかに提出しなければならない。

2 甲は、前項の完了報告を受けたときは、その日から起算して10日以内に検査を行わなければならない。

3 甲は、検査の結果、完了した業務の内容の全部若しくは一部が契約に違反し、又は不当であると認めるときは、乙に対して必要な措置をとるべきことを求めることができる。

#### **(委託金額の支払)**

第7条 委託金額の月額は、金 \_\_\_\_\_ 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 \_\_\_\_\_ 円）とする。ただし、解約の効果発生により契約期間の終了が月の途中となるときは、1月を30日とした日割り計算（円未満切捨て）によって算定する。

2 乙は、前条の規定による検査に合格したものについて、甲に委託金額の支払いを請求するものとする。

3 甲は、前項の請求があったときは、適法な請求を受けた日から起算して30日以内に委託金額を支払わなければならない。

#### **(機密の保持)**

第8条 甲及び乙は、本業務における「機密情報」を、本契約に基づき相手方から提供を受ける技術情報及び行政の運営上の情報等で、次の各号に該当するものと定義する。

(1) 秘密である旨が明示された文書、図面その他の有体物又は電子文書・電磁的記録として提供される情報。

(2) 秘密である旨を告知した上で、口頭で提供される情報であつて、口頭による提供後遅滞なく当該情報の内容が機密である旨を明示された書面により提供されたもの。

2 甲及び乙は、別添「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」（以下「特記事項」という。）に基づき互いに機密情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

#### **(個人情報の保護)**

第9条 乙は、本業務を行うに当たり取り扱う個人情報（大分県個人情報保護条例第2条第1項に規定する個人情報をいう。）について、特記事項に基づき、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講じなければならない。

#### **(業務内容の変更等)**

第10条 甲は、必要がある場合には、業務の内容を変更し、又は一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

#### **(契約の解除)**

第11条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告をしないでこの契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があつても、甲は賠償の責めを負わない。

(1) この契約に違反したとき。

(2) 乙の責めに帰すべき理由により、契約期間中に業務を継続する見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) 乙の業務の実施が著しく不誠実だと認められ、又は契約を誠実に履行する意志がないと認められるとき。

(4) 正当な理由なく甲の指示に従わないとき。

(5) 乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき。

2 甲は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときには、乙と協議の上、この契約を解除することができる。

#### **(違約金)**

第12条 乙の責めに帰すべき事由により甲が契約を解除したときは、乙は委託金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲の指定する期日までに納付しなければならない。

#### **(補足)**

第13条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）に定めるところによる。

#### **(契約外の事項)**

第14条 この契約書に定めのない事項又は契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(特約事項)

第15条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削減があった場合は、当該契約は解除する。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者が記名押印の上、各自1通を保持する。

令和4年 月 日

甲

委託者

大分市王子西町14番1号

大分県立図書館

館長 宮迫 敏郎 印

乙

受託者

住所 \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \

商号又は名称 \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \

代表者氏名 \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ 印